



羽市協第563号  
令和3年9月24日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

羽曳野市長 山入端 創



「2021年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2021年7月12日付けご要望のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

なお、対面及びZOOMでの懇談は、ご要望が多岐にわたり関係各課との調整が困難であり、また新型コロナウイルス感染症予防の観点からも貴意に添い難く、ご理解いただきますようお願いいたします。

【担当】

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当：櫃岡

電話 072-958-1111 内線 1080

## 【2021自治体キャラバン共通要望】についての回答

基礎自治体としての役割と責任を果たすため、市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に応じて、必要な人材の確保・適正な職員配置に努めるとともに、コロナ禍における市民の不安の軽減を図るため、新しい生活様式に対応する市民サービスの提供などに適切に対応してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活や事業者への支援等のため、これまで様々な市独自の支援策を講じています。また、避難所における感染予防を図るための備蓄物資の確保にも努めています。今後も、感染症の状況に注視し、国・府の動向や財政状況などを踏まえながら、必要な支援策・感染防止策等について検討を行うとともに、国・府に対し、必要な施策を行うよう要望してまいります。

新型コロナ感染症にかかる地域の医療体制については、地元医師会及び各病院、そして、南河内地域の市町村とも連携を図りながら、国や大阪府に対し、引き続き必要な要望を行うとともに、保健所運営協議会を通じた藤井寺保健所との連携も図っています。

PCR検査の実施については、保健所を擁する大阪府の業務であり、本市においては、ワクチン接種を最優先に進め、希望する市民の接種を早期に終え、集団免疫獲得を目指しています。また、国が示した接種順位に基づき、高齢者の次の順位に位置付けられた基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者に該当する方に、一般の方よりも早期に接種を開始しました。

次に、子ども医療費助成制度ですが、令和3年4月からは入通院ともに所得制限を設げず18歳までに拡充し、入院時の食事代や薬局でのお支払いは無料となっています。生活に困窮されている方への食糧支援については、認定NPO法人ふーどばんくOSAKAや、羽曳野市社会福祉協議会のフードドライブ事業と連携を図っています。

国民健康保険の傷病手当金の制度では、国の制度と同様の対象としています。第8期計画期間の介護保険料は、介護保険等推進協議会に諮り、介護給付準備基金からの取り崩しも行い、保険料の所得段階は国基準9段階のところを本市では14段階としています。保険料の減免制度は、基準を設け、納付書に同封するチラシなどにより周知を図っています。

生活保護の申請では、生活保護受給決定を円滑に行うためにも、各種の文書の確認を行い、他の法律や他の制度の活用など適切な助言も行いながら、対面での対応を実施しています。「扶養照会」については、従前より令和3年2月26日付け厚生労働省からの事務連絡等、厚生労働省からの通知・通達と同様の取り扱いを行っています。引き続き付属機関、関係部署、また関係機関と連携を密にしてまいります。

## 【羽曳野社保協からの独自要望】についての回答

基礎自治体としての役割と責任を果たすため、市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に応じて、必要な人材の確保・適正な職員配置に取り組んでまいります。

また、少子化の進行をはじめ、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て世代の負担軽減や子どもの貧困への対応など、子育て支援の充実に努めてまいります。

中学校給食については、実施方法及び提供方式の方向性について課題分析を行い、引き続き検討してまいります。なお、学校内での朝食カフェ、長期休暇時の食事支援を行う予定はありません。また、中学校給食費の市費負担は、現時点では財政状況的に困難と考えております。

本市の就学援助の支給単価は、国が示している単価を参考として設定しており、支給については、小・中学校（義務教育学校含む）ともに入学後の4月に早期支給を実施しております。

少人数学級に関しては、子どもたちに質の高い教育を提供するためにも、さまざまな機会を通じて、学級定数の改善等を、国や府に要望しております。

生理用品のトイレへの常設に関しては、衛生面の課題等から設置しております。学校においては、生理用品を保健室に準備しており、いつでも生理用品を提供できる状態です。

新型コロナウイルス感染症への取組としては、様々な世代や対象者にむけた事業を実施しています（事業例：キャッシュレス決済ポイント還元事業、防災グッズ斡旋販売、小学校給食費の無償化、中学校給食費の半額化、未就学児養育世帯給付金事業など）。

次に、国民健康保険では、事案ごとの未納解消に向けた取組、保険料水準抑制のための前納報奨金廃止に伴う財源の活用、また令和4年度からの未就学児の均等割軽減は令和3年度より市独自に実施するなど取組を行っています。

高齢者のお出かけ支援として、寝たきり等で一般の交通機関の利用が困難な方（要介護4、5）については「在宅高齢者移送サービス」としてリフト付き福祉タクシーの利用助成を行っています。身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちの方は、補装具として給付の対象があり、府独自、市独自の助成も行っています。